

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

重要事項説明書 ・ サービス内容説明書

医療法人大朋会

岡崎共立病院リハビリテーション部

重要事項説明書

(通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション)

通所リハビリテーション・介護予防リハビリテーション(以下、通所リハビリ)のサービス開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人大朋会 岡崎共立病院
所在地	愛知県岡崎市羽根町字中田64番地1
法人種別	医療法人大朋会
代表者名	理事長 重盛 忠誠
電話番号	0564-55-0660

2. 利用事業所

事業所名称	医療法人大朋会 岡崎共立病院
指定番号	2372102893
電話番号	0564-55-0660
FAX 番号	0564-51-1033
管理者氏名	理学療法士 井内 勲
所在地	愛知県岡崎市羽根町字中田64番地1
サービス実施地域	岡崎市内・幸田町

3. 運営方針

- (1) サービスの提供にあたり、病状が安定期にあり、診察に基づき実施される計画的な医学管理の下、リハビリテーションが必要であると、かかりつけ医が認めた要介護者・要支援者とします。
- (2) サービスを提供することにより、療養生活を支援し、利用者の心身機能の回復・維持を目指し、生活状況の向上に努めます。
- (3) 通所リハビリの提供に当たって、要介護者・要支援者が可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、必要なリハビリテーションを行なうことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。
- (4) 事業の運営にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 職員体制

- | | |
|---------------------|---------|
| ① 管理者 | ④ 作業療法士 |
| ② 医師 | ⑤ 言語聴覚士 |
| ③ 理学療法士 (1名管理者を兼ねる) | ⑥ 介護福祉士 |

5. 営業日及び営業時間

(1) 営業日：月曜日から土曜日
(但し、年末年始を除く)

営業時間：9時00分から18時00分まで

(2) サービス提供時間

① 1時間以上2時間未満

9時00分から10時20分まで
10時30分から11時50分まで
14時00分から15時20分まで
15時30分から16時50分まで

② 3時間以上4時間未満

9時00分から12時10分まで
14時00分から17時10分まで

6. 利用定員

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション、各1単位あたり30名。

7. 利用の中止・変更等

(1) 利用予定日の前に、利用者の都合によりサービスの利用を中止又は変更する場合は、当日の利用開始時間までに事業者へ申し出てください。

(2) サービス変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により、利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者に提示して協議します。

8. 利用料(要介護) 地域区分：6級地 1単位あたり10,33円

介護区分	【1時間以上2時間未満】	【3時間以上4時間未満】
要介護1	369単位	486単位
要介護2	398単位	565単位
要介護3	429単位	643単位
要介護4	458単位	743単位
要介護5	491単位	842単位

※短期集中個別リハビリテーション実施加算として、1回につき110単位が加算されます。

退院・退所日又は認定日から3ヶ月以内の期間に個別リハビリテーションを集中的に行った場合に加算されます。

※口腔機能向上加算(Ⅰ)として、1月2回を限度として、1回につき150単位加算されます。

口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者に対し、口腔機能の向上を目的として、個別に口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施を行った場合に加算されます。

※口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)として6カ月に1回、20単位が加算されます。

利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニングおよび栄養状態のスクリーニングを行った場合に加算されます。

※サービス提供体制加算(Ⅰ)として、1回につき22単位加算されます。

※移行支援加算として、1日12単位が加算されます。

厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所がリハビリテーションを行い、利用者の指定通所介護事業所等への移行等を支援した場合に評価対象期間の末日が属する年度の次の年度内に限り加算されます。

※リハビリテーション提供体制加算として、1回につき12単位加算されます。

(3時間以上4時間未満のみ)

※配置基準を超えてスタッフを配置している事業所として、1日につき30単位を加算します。

(1時間以上2時間未満のみ)

※退院時共同指導加算として、退院時カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った場合に、600単位算定されます。

※若年性認知症利用者受入加算として、1日につき60単位を加算されます。

若年性認知症利用者ごとに個別担当を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じて訓練実施する場合、1日につき60単位を加算されます。

※栄養改善加算として、1月2回を限度として、1回につき200単位加算されます。

栄養改善サービスが必要であり、利用開始時及び利用中3ヶ月ごとに利用者の栄養状態について確認を行う場合に算定されます。

※介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)として8.6%が加算されます。

※当院の送迎をご利用されない場合、片道につき47単位減算されます。

※ご利用者の容体が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行った場合は、別途料金を頂きます。

9. 利用料(要支援) 地域区分:6級地 1単位当たり10.33円

介護区分	【1時間以上2時間未満・3時間以上4時間未満共通】
要支援1	2,268単位(1月につき)
要支援2	4,228単位(1月につき)

※口腔機能向上加算として、150単位(1月につき)加算されます。

口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者に対し口腔機能改善の為の計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等を実施した場合に加算されます。

※口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)として6カ月に1回、20単位が加算されます。

利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニングおよび栄養状態のスクリーニングを行った場合に加算されます。

※退院時共同指導加算として、退院時カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った場合に、600単位算定されます。

※若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を加算されます。

若年性認知症利用者ごとに個別担当を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じて訓練実施する場合に加算されます。

※サービス提供体制強化加算(Ⅰ)として、1月につき要支援1→88単位、要支援2→176単位加算されます。

※栄養改善加算として、1月につき200単位加算されます。

栄養改善サービスが必要であり、利用開始時及び利用中3ヶ月ごとに利用者の栄養状態について確認を行う場合に算定されます。

※介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)として8.6%が加算されます。

※介護予防通所リハビリテーションの利用が12月を超える場合は、介護予防通所リハビリテーション費より要支援1→120単位、要支援2→240単位減算となります。

10, 利用料(その他)

①おむつ代

利用者の身体の状況により、オムツの利用が必要な場合で、施設で使用しているものをご利用いただいた場合にお支払いいただきます。

②日常生活や訓練において必要な代金

通所リハビリサービスの中で提供される便宜のうち、日常生活や訓練において通常必要となるものに係わる費用であって、利用者負担させる事が適当と認められる費用。

11, 苦情申立窓口

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

● 苦情相談窓口

岡崎共立病院リハビリテーション部(井内)	TEL 0564-55-0660
当法人相談窓口(加藤)	TEL 0564-55-2555
岡崎市介護保険課	TEL 0564-23-6682
幸田町介護保険相談窓口	TEL 0564-63-5117
愛知県国保連合会介護サービス相談窓口	TEL 052-971-4165

12, 緊急時の対応方法

利用者のかかりつけ医への連絡を行い、医師の指示に従います。

13, 提供するサービスの第三者評価の実施について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	-
実施した評価機関の名称	-
評価結果の開示状況	-

14, 事故発生の防止及び発生時の対応

当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行います。

15, 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底をはかります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 虐待防止のための定期的な事業所に対する研修を実施します。
- ④ 利用者及びその家族からの苦情処理の体制を整備します。
- ⑤ 虐待防止に関する担当者を設置します。

また、当事業所はサービス提供中に当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報させていただきます。

16, ハラスメントの防止について

事業者は、事業所職員等の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるように、次に掲げるとおりハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ① 当事業所は、適切な通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じます。
- ② 当事業所は、従業員が利用者及び利用者の家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用者及び利用者の家族等が事業所の指示に従わない場合は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供を制限することが出来ることとします。

サービス内容説明書

当事業者が提供するサービスは以下のとおりです。

1. 提供するサービス

サービスの内容	<input type="checkbox"/> 通所リハビリテーション1時間以上2時間未満 <input type="checkbox"/> 通所リハビリテーション3時間以上4時間未満
提供時間	月・火・水・木・金・土 ① 9:00～12:10(3時間以上4時間未満) ② 14:00～17:10(3時間以上4時間未満) ③ 9:00～10:20(1時間以上2時間未満) ④ 10:30～11:50(1時間以上2時間未満) ⑤ 14:00～15:20(1時間以上2時間未満) ⑥ 15:30～16:50(1時間以上2時間未満) ※状況により変更の場合があります。
注意事項	<ol style="list-style-type: none">1. このサービスの提供にあたっては、要介護・要支援状態の改善・維持、介護者の介助量軽減となるよう適切にサービスを提供します。2. サービスの提供は懇切丁寧に行い、わかりやすいように説明します。不明な点がありましたら、いつでも担当者に遠慮なく質問してください。3. サービスの提供にあたっては、通所リハビリ計画書に基づき、適切に実施いたします。4. 通所リハビリのサービス提供開始に際しては、主治医の文書による指示に従います。5. 通所リハビリの実施にあたっては、診療記録における医師の指示に従い、常に診療記録への記載に努めます。6. サービス提供に用いる設備、器具等については、安全、衛生に常に注意します。

2. 担当責任者(苦情処理担当)

サービス担当責任者は、次のとおりです。

サービスについてのご相談やご不満は、どんなことでもお尋ねください。

窓 口 岡崎共立病院 リハビリテーション部(0564-55-0660)
担当者 井内 勲

3. 通所リハビリ職員

職員は、常に身分証明書携帯していますので、必要な場合はいつでもその提示をお求めください。

4. 連絡先

連絡先	TEL 0564-55-0660	岡崎共立病院
------------	-------------------------	---------------